

秋田市告示第157号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、令和5年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和5年5月1日

秋田市長 穂 積 志

1 検査対象区域、期日、時間および場所

検査対象区域	検査期日	検査時間	検査場所
泉	令和5年7月3日	午前9時30分から正午まで	秋田市川尻若葉町1番5号 一般社団法人 秋田県計量協会
保戸野		午後1時から午後3時30分まで	
東通・横森・桜	令和5年7月4日	午前9時30分から正午まで	
千秋・手形		午後1時から午後3時30分まで	
山王・旭北	令和5年7月5日	午前9時30分から正午まで	
大町		午後1時から午後3時30分まで	
川尻・川元	令和5年7月6日	午前9時30分から正午まで	
八橋		午後1時から午後3時30分まで	
牛島・卸町	令和5年7月7日	午前9時30分から正午まで	
檜山・南通		午後1時から午後3時30分まで	
中通・高陽	令和5年7月10日	午前9時30分から午後3時30分まで	
旭南	令和5年7月11日	午前9時30分から正午まで	
茨島		午後1時から午後3時30分まで	

- 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。
- 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和5年8月1日から同年10月27日までとする。
- 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期

日を選定して申請することとする。

- 5 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。